

宍粟しそに住んでみませんか？

宍粟しそでの暮らしを応援します



宍粟市もり森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得や空き家改修を行うと補助金が受けられます。

住宅取得支援

※補助金は令和元年度までの事業で、予算の範囲内での支援となります。

◎40歳以下の個人又は、夫婦のいずれかが40歳以下の世帯で宍粟市に転入・転居される人。ただし、中学生以下の子どもを有する世帯は、年齢要件はありません。
建替えされる場合も所有者が変更となる場合は、対象となります。

新築・中古・戸建・マンションも

住宅取得 最大 50 万円
補助金

※転入の場合、最大50万円（中古住宅の場合25万円）
転居の場合、最大30万円（中古住宅の場合15万円）

市内事業者での建築施工

最大 50 万円

+

宍粟材の活用

最大 20 万円

◎市内に在住の方で、住宅を新築される人（建替えの場合）

市内事業者での建築施工

最大 50 万円

+

宍粟材の活用

最大 20 万円

空き家改修支援

◎市内で空き家の売買又は賃貸借契約をし、居宅、店舗の改修を行う人

改修費用の1/3を助成

最大 50 万円

※空き家バンク制度の利用または、宅地建物取引業者の仲介が条件となります。

※空き家バンク登録物件の場合は、最大50万円、その他の物件は、最大25万円が上限となります。

※補助金の対象者や補助額、申請方法等については、必ず市のホームページでご確認いただくか、お問合せください。 →裏面もご覧ください。

宍粟市ホームページ <http://www.city.shiso.lg.jp>

宍粟市 森林の家づくり 補助金

検索

お問合せ：宍粟市役所 ひと・はたらく課 宍粟でくらそう係 電話 0790-63-3166

も り 宍粟市森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得支援

対象者

転入または転居等し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を取得された40歳以下の人、または中学生以下の子どもを有する世帯。

※建替えされた場合も所有者が変更となり、上記条件に合致する場合は対象となります。

補助対象経費

50㎡以上の住宅の取得に要する費用 ※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10

転入者の場合・・・上限50万円（中古住宅の場合25万円）

転居者の場合・・・上限30万円（中古住宅の場合15万円）

市内事業者の活用支援

対象者

市内事業者の施工により市内に住宅を新築された人

補助対象経費

住宅の新築に要する費用 ※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10 上限 50万円

宍粟材の活用支援

※宍粟材とは、宍粟市で製材、加工された木材製品で外国産材以外のもので、申請には宍粟材（地域材）の納材者の証明が必要となります。

対象者

市内に住宅の木材使用量の50％以上に宍粟材を使用する住宅を新築された人

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10 上限 20万円

空き家改修支援補助事業

対象者

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、居宅、店舗その他市長が認める目的のために空き家を改修する方

補助率・補助上限額

空き家バンク登録物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限50万円）

その他の物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限25万円）

※市内に事業所を有する事業者が施工するものに限ります。

※当該空き家を目的のために5年以上活用する場合に限ります。

※売買または、賃貸契約後1年以内の改修で、契約1件につき、1回限りとなります。

空き家バンク登録支援補助事業

対象者

空き家の所有者または管理者で、空き家バンクに空き家を登録しようとする人

補助対象経費

空き家バンクの登録のために必要な家財道具の除去に要する経費

補助上限額

5万円 ※補助対象となる空き家1件につき、1回限りとなります。